

(1) 支給要件に係る審査について

「著しく重度の障害の状態」にあるかどうかについて、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）における「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（以下「本件基準」という。）にあてはめる。

まず、令第1条第2項第1号及び第2号及びこれらに関する本件基準については、本件には該当しない。

次に、令第1条第2項第3号については、本件基準の第3の3に（1）及び（2）の記載があるが、（1）については、本件には該当しない。

本件基準の第3の3の（2）の、「令別表1のうち、第2障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって第3の1の（8）のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの。」に該当するかどうかについて検討する。まず、第2障害児福祉手当の個別基準の6について、本件基準において「精神の障害は、統合失調症…に区分」とあり、B診断書において「障害の原因となった傷病名」欄に「統合失調症」の記載があるため、傷病名については該当するが、本件基準における「その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。ア 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの」に該当するかどうかについて検討が必要である。この点、B診断書には「⑭精神症状」の欄で「幻覚」「妄想」「感情の平板化」「思考障害」にチェックがあるものの、具体的な記載としては「時に妄想に基づく行動化がみられることがある」との記載にとどまり、「著明」とまでは言い難い。また、「第3の1の8のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となる」ことが必要であるところ、B診断書の「⑰日常生活能力の程度」欄にある項目を点数化したところ、9点にとどまり、14点を満たしていない。さらに、「⑰日常生活能力の程度」欄を具体的に記載している箇所について「現在は通院を維持できており、時に妄想発言があるが、見守りのもと大きな変化はない。増悪みられると、上記1～8も困難となる。」との記載があるが、本件基準によると、「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上」であることが必要であり、「時に」「大きな変化はない」といった表現や、「増悪みられると」という表現は、常時の介護又は援助を必要とは言えない。よって、いずれの本件基準にも該当せず、令第1条第2項第3号には該当しない。

以上、全ての本件基準に該当しないことから、審査請求人の状態は、手当

の支給要件を満たさない。なお、このことについて、処分庁は、「特別障害者手当制度の創設等について」（昭和60年12月28日社更第160号厚生省社会・児童家庭局長連名通知。以下「連名通知」という。）にしたがい、審査に当たる医師を嘱託し、その意見を求め、適切な認定を行うよう努め、本件処分を行っていることから、適切な審査過程が踏まれていると言える。したがって、処分庁の支給認定にかかる障害程度の審査について違法及び不当な点はない。

(2) 教示について

審査請求人は、処分庁の教示の有無及びその内容について、「なし」と主張しているが、処分庁から審査請求人に通知された令和2年2月14日付け〇〇〇〇第5216号「特別障害者手当 受給資格喪失通知書」（以下「本件通知書」という。）では、必要な教示がなされており、違法及び不当な点はない。

(3) 支給認定にかかる手続について

本件通知書における理由の附記について、本件処分がいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して行われたのかが、受給者においてその記載自体から了知しうる程度に記載されていると言える。これをもって行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項本文にいう処分の理由が示されたと認めることができる。

さらに、令和元年12月20日に、審査請求人に対して、手当の認定について非該当となる可能性が高いこと、本件基準上の「日常生活能力判定表」の必要な点数が14点であること、それに照らし合わせたB診断書上の点数が9点であることなどを口頭で説明し、令和元年12月27日頃には、審査請求人及び代理人に対して、再度同様の説明を行っている。

よって、本件処分は理由の附記に不備はなく、違法又は不当な処分ではない。

(4) 制度の周知について

令和元年12月5日に、処分庁より、審査請求人に対し、手当の認定にかかる有期期限が到来することを知らせる文書と、認定申請に必要な診断書の様式を送付している。行政手続法第9条第2項に照らし合わせてみても、「申請をしようとする者又は申請者の求めに応」ずるまでもなく、事前に診断書の様式を送付している。よって、行政手続法の観点から見て、本件が申請に必要な情報の提供を怠ったとは言えない。また、審理員が職権で調査を行ったところ、処分庁は随時、広報紙において手当制度の周知を図っている。

(5) まとめ

以上より、処分庁の行った本件処分に至る判断及び手続は適正なものと言える。

第4 調査審議の経過

令和2年12月9日	諮問書の受領
令和2年12月10日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月24日 口頭意見陳述申立期限：12月24日
令和2年12月25日	第1回審議
令和3年1月29日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

4・5 (略)

第19条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

第26条の5 (前略) 第19条 (中略) の規定は、手当について準用する。
(後略)

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第1条 (略)

2 法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第2各号の一に該当し、かつ、当

該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの

二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの

三 身体機能の障害等が別表第1各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

3 （略）

別表第1（第1条関係）

一一七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考） （略）

(3) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）

第3条 手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に、文書でその旨を通知しなければならない。

2 （略）

第9条 受給者は、法第17条に定める支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、個人番号、支給要件に該当しなくなつた理由及び該当しなくなつた年月日を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。

第11条 手当の支給機関は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者（中略）に、文書でその旨を通知しなければならない。

第15条 法第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添えて、手当の支給機関に提出することによつて行わなければならない。

一 受給資格者の戸籍の謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し

二 受給資格者が法第2条第3項に規定する者であることに関する医師の診断書及びその者の障害の状態が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真

三一五 (略)

第16条 第3条から第13条までの規定は、特別障害者手当について準用する。この場合において、(中略)第9条中「法第17条」とあるのは「法第26条の2」(中略)と読み替えるものとする。

(4) 特別障害者手当制度の創設等について(抜粋)

第2 受給資格の認定

3 障害程度の認定

(3) 障害程度の認定に当たっては、医学的専門的判断を必要とする場合が多いと考えられるので実施機関においては、必要に応じ、審査に当たる医師を囑託し、その意見を求め、適正な認定を行うこと。

(5) 障害程度の認定の適正を期するため、必要に応じ期間を定めて認定すること。

この場合、再認定に係る診断書の提出を求める時期は、再認定が必要と認められる時期を経過後の直近の1月、4月、7月又は10月とし、その月のおよそ1月前までに期限を付して当該受給資格者に対して診断書の提出方を通知するものとする。

(5) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準)(抜粋)

別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

第1 共通的一般事項

3 障害程度の認定は、原則として、別添に定める障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書(以下「認定診断書」という。)によって行うこと。

なお、精神障害その他の疾患で当該認定診断書のみでは認定が困難な場合にあつては必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すること。

第2 障害児福祉手当の個別基準

6 精神の障害

(1) 精神の障害は、統合失調症、(中略)に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

ア 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

(2) 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

第3 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

(8) 精神の障害

エ (略)

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

3 令第1条第2項第3号に該当する障害

令第1条第2項第3号に該当する障害の程度とは、令別表第1のうち次のいずれかに該当するものとする。

(2) 第2障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって第3の1の8のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの。

別添

様式第16号（特別障害者手当認定診断書（精神の障害用））（略）

(6) 行政手続法

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

2・3 （略）

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成27年11月30日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、平成32年（令和2年）1月までの有期認定として、特別障害者手当の受給資格を認定した。
- (2) 平成29年8月14日付けで、処分庁は、審査請求人の長期入院を理由に、特別障害者手当の受給資格の喪失を通知した。その後、審査請求人が退院したため、平成29年8月30日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、前記（1）と同じ平成32年（令和2年）1月までの有期認定として、特別障害者手当の受給資格を認定した。
- (3) 令和元年12月5日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、「特別障害者手当の診断書の提出について（お知らせ）」及び白紙の「特別障害者手当認定診断書（精神の障害用）」の様式を送付した。
- (4) 令和元年12月20日に、審査請求人は、処分庁を訪れ、〇〇〇〇医師（以下「C医師」という。）によって作成されたB診断書を提出した。処分庁は、B診断書の診断内容では手当の支給基準を満たしておらず、非該当となる可能性が高いことを伝え、審査請求人から「分かりました。」と返答を得た。
- (5) 令和元年12月27日頃に、審査請求人及び審査請求人の代理人（以下「代理人」という。）は、処分庁を訪れ、代理人から、C医師に対して審査請求人の状態を説明し、改めて診断書の作成を依頼するとの申し出があり、また、同月20日に提出したB診断書の返却を求めたため、処分庁はこれを返却した。
- (6) 令和2年1月15日頃に、代理人は、処分庁を訪れ、C医師に診断書の作成を依頼したが書き直してもらえなかったため、記載内容の変更なしで再提出すると説明し、B診断書を提出した。
- (7) B診断書の内容は、次のとおりである。
ア 「④障害の原因となった傷病名」欄には、「統合失調症」と記載されている。

- イ 「⑭精神症状」の欄には、「1 幻覚」、「2 妄想」、「5 感情の平板化」、「9 思考障害」に○が付されている。また、「左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。」には「幻聴と現実の声の区別の困難な時は声高で激しい焦燥感をみせる。時に妄想に基づく行動化がみられることがある。」と記載されている。
- ウ 「⑰日常生活能力の程度」欄には、「1 食事」は「介助があればできる」、「2 用便（月経）の始末」は「介助があればできる」、「3 衣服の着脱」は「介助があればできる」、「4 簡単な買物」は「介助があればできる」、「5 家族との会話」は「少しは通じる」、「6 家族以外の者との会話」は「通じない」、「7 刃物・火の危険」は「少しはわかる」、「8 戸外での危険から身を守る（交通事故）」は「不十分ながら守ることができる」に○が付されている。また、「上記の内容を具体的に記載して下さい。」には「現在は通院を維持できており、時々妄想発言あるが見守りのもと大きな変化はない。増悪みられると、上記1～8も困難となる。」と記載されている。
- エ 「⑱要注意度」欄には、「2 随時一応の注意を必要とする」に○が付されている。
- (8) 令和2年1月22日付けで処分庁が嘱託した医師が作成した、審査請求人の「特別障害者手当障害程度審査結果」には、障害程度の「5. 該当しない」に○が付されている。
- (9) 令和2年2月14日付けで、処分庁は、本件処分を行った。本件通知書には、受給資格がなくなった理由として「障害の程度が法令で定める程度に該当しなくなったため。(詳細は裏面に記載)」と記載され、裏面には、「【非該当理由】特別障害者手当等の障害程度の認定について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1第9号に該当する障害を有し、日常生活能力が14点以上である場合が該当となります。〇〇様につきましては特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1第9号に該当する障害を有しているものの、日常生活能力については9点であったため、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）に該当しないものとなりました。今後、障害の状態が変化された場合は再度申請をしていただくことはできますので、その際にご相談下さい。」と記載されている。また、教示として、「1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。」と記載されている。
- (10) 令和2年5月9日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。
- (11) 審査請求書に添付されたA診断書の内容は、次のとおりである。
- ア 「①病名」の「(1) 主たる精神障害」欄には、「統合失調症」と記載されている。

イ 「⑥生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」欄には、「(1)適切な食事摂取」は「援助があればできる」、「(2)身の清潔保持・規則正しい生活」は「できない」、「(3)金銭管理と買い物」は「できない」、「(4)通院と服薬」は「援助があればできる」、「(5)他人との意思伝達・対人関係」は「できない」、「(6)身の安全保持・危機対応」は「できない」、「(7)社会的手続きや公共施設の利用」は「できない」、「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」は「できない」に○が付されている。また、「3 日常生活能力の程度」の欄は、「(5)精神障害を認め、身のまわりのことはほとんどできない。」に○が付されている。

ウ 「⑦ ⑥の具体的程度・状態等」欄には、「上記の如く、日常生活にも多くの援助を要する。談話内容も時に滅裂であり興奮を伴う。」と記載されている。

3 判断

(1) 本件基準の法的性質

法第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定は法定受託事務であり、本件基準は令第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものである。そして、本件基準は、地方自治法第245条の9に基づく処理基準に該当し、本件処分の審査基準として拘束力を有する。もっとも、処理基準は、地方公共団体が個別案件について一定の措置をとるべき旨の個別具体的な法的拘束力を有するものではない。

(2) 法第2条第3項の該当性

ア 本件の場合、本件基準によれば、令第1条第2項第3号の「身体機能の障害等が別表第1各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度」に該当する障害の程度とは、令別表第1のうち、症状等が「統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの」に、精神の障害の程度が「日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のもの」に該当する障害を有するものであって、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが「14点」となるものである。

イ B診断書の記載内容を本件基準に当てはめると、障害の原因となった傷病名は、「統合失調症」とされており、本件基準第2の6の(1)の「精神の障害」に該当する。症状については、「精神症状として幻覚、妄想、感情の平板化、思考障害が認められ、幻聴と現実の声の区別の困難な時は声高で激しい焦燥感をみせ、時に妄想に基づく行動化がみられることがある」とされているが、「妄想、幻覚等の異常体験が著明」であるとまでは認められない。

日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算した合計は「9点」であり、「14点」に満たない。日常生活能力の内容として「現在は通院を維持できており、時々妄想発言あるが見守りのもと大きな変化はないが、増悪みられると日常生活能力判定表の各動作及び行動も困難となる」、要注意度は「随時一応の注意を必要とする」とされているが、「日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のもの」には該当しないと認められる。

ウ 審査請求人は、審査請求人の病歴や最近の異常行動をみると「増悪みられる」状態であり、日常生活能力判定表の全ての行為において「できない」と解釈されるべきであると主張する。しかしながら、B診断書の「増悪みられる」との記載をもって、日常生活能力判定表の全ての行為において「できない」と解釈することはできない。

エ 審査請求人の障害の程度を判断するに当たり、本件基準以外の基準を採用すべき特段の事情は見受けられず、その障害の程度がB診断書の内容と異なるとの事情も認められない。

オ 前記アからエを勘案すれば、B診断書作成時点において、審査請求人が令第1条第2項第3号に規定する程度の身体機能の障害等の状態にあるとは認められず、したがって、法第2条第3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」には該当しない。

(3) 認定の手続

処分庁は、連名通知にしたがい、囑託した医師に意見を求め、当該医師から特別障害者手当障害程度に該当しない旨の回答を得た上で、本件処分を行ったことが認められる。

(4) 審査請求人の主張

審査請求人は、A診断書及びB診断書の発行日の間が約2か月しかないにもかかわらず日常生活能力の記載に整合性がとれていないと主張する。しかしながら、本件基準第1の3では、障害程度の認定は特別障害者手当認定診断書により行うこととされており、処分庁はB診断書により認定を行っていることから、B診断書の記載がA診断書と異なることをもって本件処分が違法又は不当であるとは言えない。

また、審査請求人は、B診断書が審査請求人の病状の実態を反映しておらず、B診断書のみをもって判断した処分庁に考慮不尽による裁量権限の逸脱濫用があることを主張するものと思料するが、特別障害者手当受給資格は診断書を作成した時点における障害程度に基づき認定するものである。審査請求人は、受給資格を喪失しても、その後、障害の状態が変化した場合には改めて診断を受けて、処分庁に診断書を提出し認定を請求することが可能であり、処分庁も本件通知書でその旨を教示している。したがって、処分庁の判

断が違法又は不当であるとは言えない。

(5) 審査請求の教示

本件通知書には、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示がなされていることが認められる。

(6) 理由の提示

処分庁は、本件通知書において、適用法規を明示するとともに、B診断書を当てはめた結論を示している。いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたのかが、受給者においてその記載自体から了知しうる程度に記載されており、行政手続法第8条第1項の規定による理由の提示がなされたものと認められる。

(7) 結論

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇